

第 93 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 4 年 2 月 22 日（火） 午前 10 時から午後 0 時まで

2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

3 出席者

【委員 12 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒（リモート）

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子（リモート）

大 嶋 江利子（リモート）

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司（リモート）

平 井 勇 介

三 宅 諭（リモート）

由 井 正 敏（リモート）

【事務局】

環境保全課総括課長 黒 田 農

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

一関地区広域行政組合

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 4 名・リモート 8 名の計 12 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書について

（初めに、希少動植物及び事前質問【5】に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[伊藤歩会長]

それでは、「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者（一関地区広域行政組合）から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者に説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

はい。事業者からの説明は以上でよろしいでしょうか。リモートで参加されている皆様は説明の方は聞き取れておりましたでしょうか。聞き取りにくい箇所がありましたら、リアクションボタンを押していただければと思います。

[由井委員及び大嶋委員]

会長の声が聞き取りにくいので、もう少し大きい声で発言をお願いいたします。

[伊藤歩会長]

分かりました。これでよろしいでしょうか。では、事業者からの説明は特に聞き取りにくい箇所は無かったと理解しました。それでは、ただいま事業者から説明をいただきました事前質問及び意見に対する回答について、全般的に再質問等を頂戴したいと思います。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項について審議いただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いしたいと思います。まず順番に、質問【1】から確認していきたいと思います。質問【1】は地下水に関する御質問ですが、石川委員の方から追加の御質問はございますか。

[石川委員]

私からは特に追加の質問はありません。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員の方から、追加の御質問はございますか。それでは次に移ります。質問【2】に関しては私からの質問になりますが、私の方からは追加の質問はありません。委員の皆様から追加質問等ございますか。はい。特にないようですので、次に移ります。質問【3】ですが、これも私からの質問になります。私からは追加の質問はありません。委員の皆様からはいかがでしょう。特にないようですので、次に進みます。質問【4】も

私からの質問になりますが、これについては私の方から追加の質問させていただきたいと思えます。回答の方に「ボイラ」と「蒸気タービン発電機」を建設すると記載されておりますが、こちらについては、事業計画地のどの辺りに建設する予定なのかが一つ。それから、回答の2段落目の2行目に「新規に余熱活用施設を整備して利用する」ということを検討されているようですが、こちらについても、その施設をどこに、どのような規模で設置する予定なのか。この2点について回答をお願いしたいと思います。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。1つ目の質問ですが、焼却施設の施設内に設置する予定でございます。

[伊藤歩会長]

方法書冊子内のページですとどこになりますか。例えば、方法書冊子 2-2-8 ページに施設配置計画図案が掲載されておりますが、これで見ますとどこに設置する予定でしょうか。

[事業者]

方法書冊子 2-2-12 ページの図 2.2-5 の⑰あたりに設置します。

[伊藤歩会長]

そうすると、ごみ焼却施設の中に作られるとの理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。その通りでございます。

[伊藤歩会長]

わかりました。

[事業者]

2つ目の質問、余熱の活用につきましては、現在、用途を検討している最中でございます。例えば「健康増進施設」や「農業利用」又は場内で再利用するなど、様々な選択肢の中で検討しております。

[伊藤歩会長]

はい。余熱エネルギーの利用という点で、回答には「施設」と書かれていますので、何か建設物が出来ると理解していたのですが、そうではないとのことでしょうか。

[事業者]

それを含めて、検討している最中でございます。

[伊藤歩会長]

それでは事務局の方に確認しますが、付帯施設が出来る場合にはこの環境影響評価の中に含めなくても大丈夫でしょうか。

[事務局]

詳細情報が出てきていないので、現段階ではお答えできかねるところもございますが、規模要件次第では「含める」・「含めない」との話になって参りますので、この部分につきましては一関地区広域行政組合様の方から詳細な情報をいただき次第、事務局で整理し、改めて審査会の皆様にお伝えする形で対応させていただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい。わかりました。私からは以上ですが、委員の皆様から質問【4】に対して追加の御質問等ございますか。特にないようですので、次の質問【5】は非公開ですのでスキップします。続いて、質問【6】ですがこちらも私からの質問になります。私の方から確認ですが、回答では収集運搬ルートについては、朝及び夕方の通学時間帯を避けるよう検討しますと回答されておりますが、質問【3】の回答からは収集運搬ルートは「国道 284 号線」を使用すると回答されております。本回答の検討では、「国道 284 号線」を使わずに別ルートを考えるとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。私どもの方では、収集運搬ルートは「国道 284 号」を使用し、運用を行ってまいります。

[伊藤歩会長]

回答には「ルートを検討する」と明記されておりますが、これは時間帯との意味でしょうか。

[事業者]

収集運搬ルート及び時間帯も含めての検討でございます。ただし、主要な運搬ルートとしては「国道 284 号」を使用することを考えております。

[伊藤歩会長]

はい。わかりました。後、弥栄小学校周辺の道路状況を写真で確認させていただきたいと事前にオーダーしたのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

資料を共有しましたが、確認できますでしょうか。

[伊藤歩会長]

確認できます。

[事業者]

小学校周辺の道路状況を3枚ほど写真にて確認したものでございます。スライドの①が小学校南側から西側を見た写真、②が弥栄小学校の方を向いた北側方面の写真、進入路の写真となります。③が北側から東側、旧川崎村方面を見た写真となります。以上でございます。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。そうしますと、北側には既に歩道が設置されているとの認識になりますでしょうか。

[事業者]

はい。北側には設置されております。

[伊藤歩会長]

はい。わかりました。他に質問【6】について追加の御質問はございますか。では、続けて次に進みます。質問【7】も私からですが、こちらについても私から特に追加の質問はありません。委員の皆様からはいかがででしょうか。よろしいでしょうか。では次の質問【8】については表記の誤りということで準備書作成の際に修正をお願いいたします。続きまして質問【9】ですが、こちら私から追加の質問はありません。委員の皆様いかがででしょうか。次に移ります。質問【10】も私からの質問になります。造成工事中及び施設稼働後の排水に関する質問で、回答では調整池を設置するなどの対策について明記されています。ここで、1つ確認ですが、施設の西側にはため池がありますが、このため池の用途が何に使用されているのか、例えば農業利用などに使用されている場合、造成工事中及び施設稼働後においてため池への影響についてはどのように考えておりますか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。ため池の用途につきましては農業用に使用しております。田んぼへの用水となります。当該事業の工事及び施設稼働後から発生する排水につきましては、ため池よりも下流に放流する形になるろうかと思っておりますので、影響はないと考えております。

[伊藤歩会長]

濁水に関しては十分に処理されてから放流されるとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。その通りでございます。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい。平井委員お願いします。

[平井委員]

ため池に関連しての質問ですが、恐らくため池を管理する組織があると思うのですが、そこと協議等はされているのでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。ため池を管理している組織については、管理組合がございまして、今回の調査については、了承をいただいております。

[伊藤歩会長]

平井委員よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

鈴木です。今の御質問に関連でこのため池、一ノ沢堤ですかね。現在の利用状況が分かれば教えていただきたい。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。利用につきましては、ため池の下流への給水といいますか、田んぼへの用水のために設置しているものでございます。

[鈴木委員]

わかりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。では、次に移ります。質問【11】も私からの質問ですが、私からは特に追加の質問はありません。他の委員の方々からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、次に移ります。質問【12】、大西委員からの御質問になりますが、いかがでしょうか。

[大西委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。特にないので次に移ります。続いて質問【13】、大西委員からの御質問ですがいかがでしょうか。

[大西委員]

はい。準備書作成の際には出来れば新しいイメージ図を掲載してほしいところです。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方はいかがでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。準備書の段階までには最新のイメージ図を掲載できるよう準備いたします。

[伊藤歩会長]

はい。大西委員よろしいでしょうか。

[大西委員]

はい。よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。続きまして質問【14】、大西委員からですが追加の御質問はありますか。

[大西委員]

大丈夫です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。特にないようですので次に移ります。質問【15】、大西委員からの御質問になりますがいかがでしょうか。

[大西委員]

はい。こちらも結構です。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。はい。ないようですので次に進みます。続きまして質問【16】、大西委員からの御質問になりますが、いかがでしょうか。

[大西委員]

はい。こちらも準備書でしっかりと明記していただければと思います。

[伊藤歩会長]

わかりました。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。次に移ります。続きまして質問【17】、久保田委員からの御質問になりますが、追加の御質問はありますか。

[久保田委員]

一つ追加で質問させていただきます。資料No.4の28ページの別紙1に、基準を超えている地

下水質調査地区を添付していただきましたが、基準を超過していない地区も対象事業実施区域周辺を全て網羅しているのかお聞きしたい。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から御回答いただけますでしょうか。

[事業者]

準備書作成の際には、対象事業実施区域周辺の全ての測定地点を明記いたします。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。久保田委員、ただいまの御回答でよろしいでしょうか。

[久保田委員]

承知しました。よろしくお願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございました。他に追加の御質問はございますか。特にないようですので次に移らせていただきます。質問【18】、齊藤委員からの御質問ですがいかがでしょうか。

[齊藤委員]

ありません。大丈夫です。

[伊藤歩会長]

はい。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に移らせていただきます。続きまして質問【19】、鈴木委員からの御質問です。追加の御質問はございますか。はい。鈴木委員お願いいたします。

[鈴木委員]

鈴木です。表 3.1-37 に関する文献は回答で確認できましたが、表 3.1-21 に対する回答が明記されていないので、後日で構わないので追加提出をお願いいたします。また、準備書作成の際にこちらも記述していただきたいと思います。形式の不備に関する指摘ですので、内容に問題があることはありません。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から御回答いただけますか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。準備書作成の際に反映させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい。鈴木委員、よろしいでしょうか。質問【19】について、委員の皆様から御質問ございますか。よろしいでしょうか。続きまして質問【20】に移ります。こちらも鈴木委員からの御質問ですが、追加の御質問はないようです。他の委員の皆様からはいかがでしょう。はい。では、続いて質問【21】、こちらも鈴木委員からの御質問ですが、いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

先ほど質問したため池の利用状況に関連します。おわかりでしたら教えていただきたいのですが管理組合による、このため池の管理状況を教えていただきたい。例えば1年に1回さらっているだとか、或いは草刈を実施しているだとか、もし御存知でしたら教えてください。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から説明をお願いします。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。ため池の周辺は、いわゆる中山間地となっております。国の補助を受けて管理している地域になります。ため池の点検、草刈り等の維持管理、清掃については、定期的に行われている地域でございます。

[鈴木委員]

具体的な頻度ですとか、そういうことは把握されておりますでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。管理につきましては毎年、管理当組合を構成する構成員の皆様が施設点検を実施し、管理計画を作成します。どのような管理計画になるかは、年によって異なりますので、当組合では把握できてないところもございます。

[鈴木委員]

わかりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他に追加の御質問はございますか。特にないようですので、次に移ります。続きまして質問【22】、騒音に関して永幡委員から出ておりますが、追加の御質問がありましたらお願いいたします。

[永幡委員]

基本的には今回の回答で結構ですが、学校に関連して確認です。今回、高さ方向については考えなくて大丈夫でしょうか。

[伊藤歩会長]

事業者の方から回答をお願いします。

[事業者]

騒音振動については現時点、国道 284 号での測定を考えており学校での測定は考えておりません。ただし、学校周辺での測定も実施した方が良いとの御指摘がある場合は、別途検討したいと思います。

[永幡委員]

学校では一定の静穏性が求められると考えますので、調査実施の必要性を含め検討をお願いいたします。

[事業者]

承知しました。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。小学校での測定は検討していただくとのことによろしいでしょうか。他の委員からの御質問はございますか。はい。由井委員をお願いします。

[由井委員]

道路騒音も含めて、先ほどの蒸気タービン等含め事業地全体からの騒音は何メートル離れたところで暗騒音になるか分かりますか。

[伊藤歩会長]

事業者の方から回答をお願いします。

[事業者]

今回施設を計画するに当たりまして、蒸気タービン等からの騒音が考えられます。一般廃棄物処理施設の場合は、施設の敷地境界で騒音基準を順守するような性能を担保するように発注いたします。敷地境界において、例えば 55 dB とか基準を順守する性能になる方向でございませう。そして、暗騒音となりますと敷地周辺において現状の騒音測定が必要となりますので、現況を把握した後に、施設計画を考慮して暗騒音となる距離を算定して参ります。

[伊藤歩会長]

はい。由井委員いかがでしょうか。

[由井委員]

一応わかりました。対人間だけではなく、対野生動物に対しても影響があると思いますので質問しました。事業稼働時はそれほど大きな騒音は出ないと、工事中の方が大きな騒音が発生するとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

施設稼働中は、騒音規制法の規制基準に則り管理していくので低くなりますが、建設工事中は特定工事、建設工事の規制基準を意識して参りますので、80～85 dB 程の騒音が発生する可能性は高いですが、極力周辺への影響が少なくなるように配慮いたします。

[由井委員]

わかりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。特にないようですので、続いて質問【23】、こちらも永幡委員からの御質問ですが、追加の御意見ございますか。

[永幡委員]

基本的には、回答に書かれている事項を準備書に反映していただければと思います。細かい指摘になりますが、評価量の L は斜字体で、A5 や Aeq は立体です。準備書作成の際に、留意して作成をお願いします。

[伊藤歩会長]

事業者の方はどうでしょうか。

[事業者]

準備書作成の際に留意して作成いたします。御指摘ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。よろしく申し上げます。質問【23】について、他にいかがでしょうか。では、続きまして質問【24】、平井委員からの御質問ですが、追加の御質問はございますか。はい。平井委員申し上げます。

[平井委員]

平井です。回答ありがとうございます。市のホームページにこの辺りの情報が、詳細に掲載されておりました。ホームページを拝見し、幾つか気になることがあったので質問させていただきます。1 つ目は、所有者に対する説明のことです。この場所で言えば、10 名で共有地を持っており、その中の方から情報提供があり、選定作業の場所になったとの経緯になりますが、当議事録を拝見すると、令和 2 年 12 月に開催された第 1 回の周辺自治会説明会において、事業予定地の近くに住む所有者の 1 人が当該事業の話聞いてないと発言しております。この辺りの情報を詳しく教えていただけますか。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から回答をお願いします。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。まず、この候補地選定のプロセスについて御説明いたします。まず、候補地を選定するにあたりまして、一関市と平泉町の全域から第1次選定として法規制等がかかっている箇所や事業実施に望ましくない箇所を外しました。続いて、第2次選定では、逆に事業実施場所として条件が良い場所を選定しました。最終的には4箇所に絞り込みを行いました。4箇所に絞り込んだ段階において、各候補地の土地所有者には当事業計画の話は行っておりませんでした。これは、道路や学校を作るといった事業と違いまして、今回は廃棄物処理施設であり世間からあまりよい印象を持たれていない施設を建設することから、土地の所有者に説明をして仮に了承をいただいた場合に、集落の方々から土地の所有者様に向けて非難等の被害が発生する懸念があると考えておりました。よって、説明会で皆様に周知する方法を進めてまいりました。今回、4箇所から1箇所に絞り込んで、環境影響評価を実施しておりますが、土地所有者及び集落の方々に対して、説明する順番が入れ替わっている点等も説明会で十分に説明をしているところでした。また、情報提供のお話ですが、今回の候補地は情報提供をいただいた土地はありません。隣接している土地が主な事業区域となります。以上です。

[平井委員]

すみません。最後のところですが、今、事業対象の候補地になっているところは、情報提供は無かった場所になるのでしょうか。

[事業者]

情報提供が無かった場所になります。

[平井委員]

そうですか。少々混乱しております。

[伊藤歩会長]

すみません。今の情報提供とはどのような情報を指しているのでしょうか。

[平井委員]

「この土地は空いている」と所有者の人達が立候補して、18箇所の候補地が選定された。その候補地の中から、どこに処理施設を建設するか土地選定を進めたとのスキームでしたので、今回の事業候補地はこの18箇所のどこかと認識していたのですが、今の話を伺うとそうではないと。それで混乱しております。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。申し訳ございません。一部説明を簡略した部分がございます。当時、事業実施想定区域は広くとらえていた部分がございます。とらえていた部分には情報提供をいただいた土地の一部が確かに入っておりました。事業実施想定区域を検討する際に変更されたところもございますが、現時点で事業計画は完全には確定しておりませんが、情報提供をいただいた土地も一部、事業実施区域に該当する予定でございます。

[平井委員]

理解出来ないままにお聞きするのも恐縮ですが、個人的にこの問題で気になっていたのは、集落内の対立とかが出てこないかとの不安がありました。例えば、手を挙げた所有者が集落の方々に相談をせずに立候補して、いつの間にか自分達の集落が処理施設建設の候補地になっているとなった場合に、集落の中でもめることが目に見えます。そのような状況ではないか、確認のため質問させていただいたところでした。例えば、寄せられた候補地 18 件の中で、集落単位で立候補するとか、共有地単位で立候補するとか、その辺りの情報を教えていただきたい。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。今回、候補地としている箇所は、10 人程度の共有地になっている箇所が一部ございます。最終処分場の方の案件では苦情はありましたが、こちらのごみ処理施設の方ではそのような話はございませんでした。また、情報提供者は森林を共有で管理している組合であったり、隣接する土地の所有者同士で情報提供しても良いのではと提供をいただいたりしました。なお、御心配頂いております、集落内でのもめ事ですが、今回の対象区域内では発生しないと把握しております。以上です。

[伊藤歩会長]

平井委員、いかがでしょうか。

[平井委員]

すみません。もめ事はないとのことですが、何か根拠等を教えていただきたい。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。今まで何回か説明会を開催しておりまして、まずは、土地所有者を対象とした説明会、それから事業実施区域の周辺にお住いの住民に対しての説明会を実施しました。土地所有者の方々の意見とすれば、事業実施区域周辺の住民の方々が了承いただけるのであれば良いですと。また、事業実施区域周辺の住民の方々からは土地所有者が良いと言えば、地元としては、異論はないとの御意見をいただいております。

[平井委員]

わかりました。その説明会は自治会長さんらが出席されているとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

自治会長さんをはじめ、様々な関係者が出席しております。

[平井委員]

わかりました。どうもありがとうございます。

[伊藤歩会長]

伊藤です。私の方から確認ですが、平井委員の方から御指摘のあった1回目の議事録のところで、初めての説明会の場で事業計画を知って、戸惑われた方がいらっしゃるとのお話だったかと思いますが、その後の会議や説明会等で、同じような方が異論を述べたとか反対意見が出ることは無かったとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

その通りでございます。

[伊藤歩会長]

はい。わかりました。平井委員よろしいでしょうか。

[平井委員]

先ほどの件は大丈夫です。ホームページを拝見して、もう1点気になったことがあります。候補地の選定にあたって、第3次選定の評価2のところですが、配点と明記されておりまして、この配点の決め方がどのような基準で決められているのかお聞きしたい。様々な評価項目があり、その中で配点が振り分けられているのですが、項目によって配点に対して0.5、1.0、1.5と積算された配点となっている。この数値はどのような基準で決められているのでしょうか。

[伊藤歩会長]

今の御質問は、本日配付された資料ではなく、ホームページでの情報との理解でよろしいでしょうか。

[平井委員]

はい。これはホームページ中の「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定結果報告書」の中身を見て、第3次選定の仕方についてです。

[伊藤歩会長]

はい。わかりました。事業者の方から説明いただけますか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。これは、候補地選定委員会の中で事業性の項目から重みづけをしたものでございます。それに合わせて、数値化したものでございます。

[平井委員]

その重みづけの根拠を教えてください。

[事業者]

事業の実現性という考え方をいたしました。候補地の同意を得られるかという視点、施設を建設するにあたり、技術的な観点から適している箇所か等、様々な項目の観点から重みづけし

たものでございます。

[平井委員]

ありがとうございます。このあたり細かい計算をされていると思いますが、根拠の情報がホームページに掲載されていないので、機会があれば教えていただければと思います。可能であれば、ホームページ上での掲載や、個別に何か資料等をいただければと。

[伊藤歩会長]

はい。選定理由を客観的に見える情報があると望ましいとの御意見でしょうか。事業者の方から何か御意見等ありましたらお願いいたします。

[事業者]

特に追加で御説明を申し上げることはございません。私どもとしては、施設を整備するに足りるかとの観点から配点を設定いたしました。詳細な情報をお話するのは、難しいかなと考えております。申し訳ございません。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。はい。それでは、他にいかがでしょうか。特にないようですので、それでは続きまして質問【25】、由井委員からの御質問ですが、追加の御質問ありましたらお願いいたします。

[由井委員]

はい。方法書冊子の3-1-126ページに植生図が載っておりまして、事業実施区域の南西部分に水田があります。また、本日の事業者説明で使用した事業実施区域の空中写真を再度見せていただけますか。この写真を見ますと右側に棚田があります。これから申し上げるのは希少種になりますが、環境省のレッドデータブックにて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている猛禽類の「サシバ」が最も好む環境となっております。ここで、2-2-8ページからもわかるように水田ギリギリのところ焼却場が建設される予定となっております。サシバが存在するかはわかりませんが、存在する可能性は高いです。従って、環境省の方で調査の手引きが公開されておりますので、それに従って調査をしていただきたいのですが、もし存在が確認できた場合は、その後の保全等がかなり大変になります。例えば、人工巢で誘導するとか、その辺りも考える必要が出てきます。また、周辺にはオオタカの生息可能性もある。よって、事業実施区域周辺から500m先まではしっかりと観察し、猛禽類の分布や代替地の適地を確認する必要があります。ただ、今回の方法書に明記されている定点調査2点では押さえきれないことと、任意調査でうまくいか懸念される。ちなみに、空中写真の棚田の上部に鉄塔が見えますが、これは東北電力の鉄塔ですか。

[事業者]

これは、そうです。ただし、この鉄塔は北上川から田んぼへ水を放流するための電力として使用されている鉄塔になります。

[由井委員]

そうですか。この鉄塔を利用させていただきまして、観測すればよく見えると思います。また、道路近くの鉄塔からでも東側は観測できますが、棚田部分が見えないので、棚田部分と周辺 500mがよく観察できるような調査地点配置の検討と、猛禽類の調査分析をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[伊藤歩会長]

事業者の方から回答をお願いできればと思います。

[事業者]

お待たせしました。まずは、生息について確認することが大事だと考えますので、現地調査の中で確認作業を行い、確認が出来た場合は猛禽類の調査を行う２段階で行うことで検討しておりますが、いかがでしょうか。

[由井委員]

それでもいいですが、繁殖のタイミングを逃さないようにしっかりと調査して欲しいと思います。それと、本日配付された資料No.4の32ページに環境保全指針の保全区分のメッシュ図が掲載されております。この事業実施区域の南側に3つBランクがあります。このBランクが猛禽類若しくは違う野生動物かもしれません。中身については県からの情報提供は難しいのですが、Bランクに相当する何かが生存することを、調査確認行ったうえで、今回の計画が周辺へ影響があるかどうかを評価予測する必要があると思います。よろしく申し上げます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。今の追加の御質問について、事業者の方ではいかがでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。ただ今の御意見、承知いたしました。よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それでは他に質問【25】で、各委員の方から御意見や御質問ございますか。特にないようですので続きまして、質問【26】に移りたいと思います。自然保護課からの御質問ですが、特に追加はございませんか。はい。委員の皆様からはいかがでしょうか。ないようですので次に移ります。質問【27】に関しましても同じく自然保護課からの御質問ですがいかがでしょうか。特にないですか。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、希少動植物以外のところで、事前質問以外で全体的な御質問がありましたらお願いしたいと思います。はい。鈴木委員申し上げます。

[鈴木委員]

鈴木です。施設稼働開始後の、夜間照明についてお聞きします。1つは周辺住民への、もう1つは野生動物、特に昆虫類への影響を懸念しております。施設から夜間に漏れる照明が、住民から見えるかどうか。また、敷地内の駐車場の照明などが夜間どのぐらいつくことになるのか。それについて教えていただきたい。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から回答をお願いいたします。

[事業者]

施設の詳細については今後、発注の中でメーカー等を絞り込んでまいります。近年のごみ処理施設におきましては、24時間稼働の施設が主流となります。よって、夜間も稼働することから最低限の安全面を確保する意味から照明を設置する必要があります。ただし、周辺的生活環境にも配慮し、過度の照明設置は避けて必要最小限の照明設置で設計する予定でございます。以上でございます。

[鈴木委員]

はい。回答はわかりました。ちなみに、施設周辺の樹木は残されるのでしょうか。つまり、周辺から見て照明が見える状態になるのでしょうか。

[伊藤歩会長]

事業者より回答をお願いします。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。造成の設計はまだ未設計の状態でございます。造成設計の中で、おそらく2段の造成地になると想定しております。敷地内の道路の取り回しといいますか、その辺りも関係してくると考えております。ただ、一般的には緑地を残すことが多いので、自然環境に配慮した設計にまいります。以上でございます。

[鈴木委員]

準備書の段階で、夜間の周辺からの視認状況・イメージ的なものを掲載してもらえますか。

[伊藤歩会長]

事業者の方からお願いできますでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。今の御指摘は、写真のようなイメージでよろしいでしょうか。

[鈴木委員]

いえ、稼働後のイメージ図ですね。照明配置が確定してないので、難しいかもしれませんが。

[伊藤歩会長]

三宅先生いらっしゃいますか。よろしければ、三宅先生の方からコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

[三宅委員]

はい。三宅です。一関市の場合は景観計画を作っておりますので、今回の案件は、必ずしも届出が必要なのかとの部分もありますが、一度、市の景観を管理している部署と協議を行うのが良いと思います。そこで、いろんな助言もいただけるといいますし、仮に届出対象外としても届出を出すことは何の問題はないので、届出を提出することで自ずと監督部署の方で審査をしていただけるといいます。

[伊藤歩会長]

はい。例えば、準備書の中で参考となる資料を提出していただくことはいかがでしょうか。

[三宅委員]

検討結果として恐らく透視図を作成すると思いますので、それを準備書に載せれば良いかと思えます。昼間と夜間で作成して載せることは問題ないと思えます。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。事業者の方ではいかがでしょうか。今の三宅先生からのアドバイスについて御回答いただけますか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。御指摘いただきありがとうございます。景観・照明につきましては、一関市とも協議を行いまして調整させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい。鈴木委員もよろしいでしょうか。ありがとうございます。三宅委員もありがとうございました。その他にいかがでしょうか。はい。齊藤委員の方からお願いします。

[齊藤委員]

齊藤です。質問というよりは準備書作成の際にお願いしたい点になります。現在、環境への影響が少ないような、例えば燃焼設備であるとか排ガス処理設備を今検討中だと思えます。検討中の施設の性能或いは特徴、どのような性能で環境負荷が少なくなったことが分かるように、準備書の方にできるだけ詳しく載せていただければと思えます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ただいまのコメントについていかがでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合でございます。御意見ありがとうございます。出来る限り、準備書作成に反映させてまいります。

[伊藤歩会長]

はい。齊藤委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。希少種等の議論に移ってもよろしいでしょうか。はい。由井委員お願いします。

[由井委員]

今日配付された、資料No.4の32ページ。岩手県自然環境保全指針による保全区分が掲載されていますが、本冊子の3-2-52ページにも当該指針の保全区分が掲載されていますが、掲載内容が異なっています。

[事業者]

本冊子の方は、改定前の古い保全指針にて作成を行いました。準備書作成の際には修正いたします。

[由井委員]

本冊子の出典等には「岩手県ホームページ、令和3年8月閲覧」と書かれていますが、古い指針を確認したとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

御指摘の通り、古い指針をベースに作成いたしました。大変申し訳ありません。

[伊藤歩会長]

はい。準備書作成の際には、修正していただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、続きまして希少動植物等の審査の方に移りたいと思います。傍聴人の方はいらっしゃらないので、引き続き審議を行いたいと思います。まずは質問【5】の回答について、事業者の方から御説明をお願いしたいと思います。

(傍聴者がいなかったため、引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、これまで各委員の皆様から述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局は、これらの意見を踏まえて、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いしたいと思います。以上で本日の審議を終了いたします。事業者の皆様はお疲れ様でした。進行を事務局にお返し

いたします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて結構です。最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。特に無いようですので以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。